

## 作業班の設置について（改正案）

## 1 目的

本調査検討会の調査検討事項である、自営等 BWA の新たな運用形態と既存システムとの周波数共用条件、自営等 BWA の高度利用導入に必要な技術的条件等を取りまとめるため、本調査検討会設置要綱 3（6）に基づき、本調査検討会の下に作業班を設置する。

## 2 作業班で扱う検討事項

- ・ 自営等 BWA の新たな運用形態に関する利用ニーズの調査
- ・ 自営等 BWA の利用環境に即した電波伝搬特性データの取得
- ・ 新たな運用形態による既存システムへの影響検証
- ・ 自営等 BWA の新たな運用形態と既存システムの周波数共用条件の検討
- ・ 自営等 BWA の高度利用導入に必要な技術的条件等の取りまとめ

[第 1 回会合] 具体的な調査検討方針・項目の確認

[第 2 回会合] 上記事項に係る調査検討結果の確認

⇒ 第 2 回調査検討会への中間報告

[第 3 回会合] 第 2 回調査検討会及び上記調査検討結果の確認

⇒ 第 3 回調査検討会への最終報告

## 3 作業班の体制

作業班の体制は調査検討会構成員及びその所属組織の中から選定し以下のとおりとする。なお、必要に応じ、これ以外の構成員からの参加を妨げない。

（五十音順、敬称略）

	氏 名	所 属
	おおた ひろゆき 太田 弘幸	北海道総合通信局 無線通信部 電波利用企画課長
	たなか ひろき 田中 宏樹	ハイテクインター株式会社 北海道開発テストセンター技術部長
主査	ひかげ たかし 日景 隆	北海道大学 大学院情報科学研究院 メディアネットワーク部門 情報通信システム学分野 准教授
	みやざき しんすけ 宮崎 伸介	日本無線株式会社 事業本部 ソリューション事業部 技術統括部 無線ネットワークシステムグループ グループ長
	やまなか ひろゆき 山中 寛幸	パナソニックオペレーショナルエクセレンス株式会社 技術部門 イノベーション推進センター 政策企画部 政策連携推進課

## 4 作業班の運営

- （1）主査は作業班を主宰し、検討事項に係る審議取りまとめを行う。
- （2）主査は、必要に応じ作業班構成員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- （3）やむを得ない事情がある場合、作業班構成員は主査の承認を得て代理の者を作業班に出席させることができる。

- (4) 作業班の運営事務局は（請負業者）が担い、審議スケジュール管理、開催案内その他必要な事項の連絡を行う。
- (5) 作業班の開催はメール又は web ツールによるリモート形式によることを基本とする。

○作業班の設置について(改正案)新旧対照表

改正案	現行
<p>4 作業班の運営</p> <p>(1) 主査は作業班を主宰し、検討事項に係る審議取りまとめを行う。</p> <p>(2) <u>主査は、必要に応じ作業班構成員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。</u></p> <p>(3) <u>やむを得ない事情がある場合、作業班構成員は主査の承認を得て代理の者を作業班に出席させることができる。</u></p> <p>(4) 作業班の運営事務局は（請負業者）が担い、審議スケジュール管理、開催案内その他必要な事項の連絡を行う。</p> <p>(5) 作業班の開催はメール又は web ツールによるリモート形式によることを基本とする。</p>	<p>4 作業班の運営</p> <p>(1) 主査は作業班を主宰し、検討事項に係る審議取りまとめを行う。</p> <p>(2) 作業班の運営事務局は（請負業者）が担い、審議スケジュール管理、開催案内その他必要な事項の連絡を行う。</p> <p>(3) 作業班の開催はメール又は web ツールによるリモート形式によることを基本とする。</p>